

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年9月11日適當と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年10月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年9月21日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市川島土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西横田地区	高松市産業部土地改良課
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平池地区	//